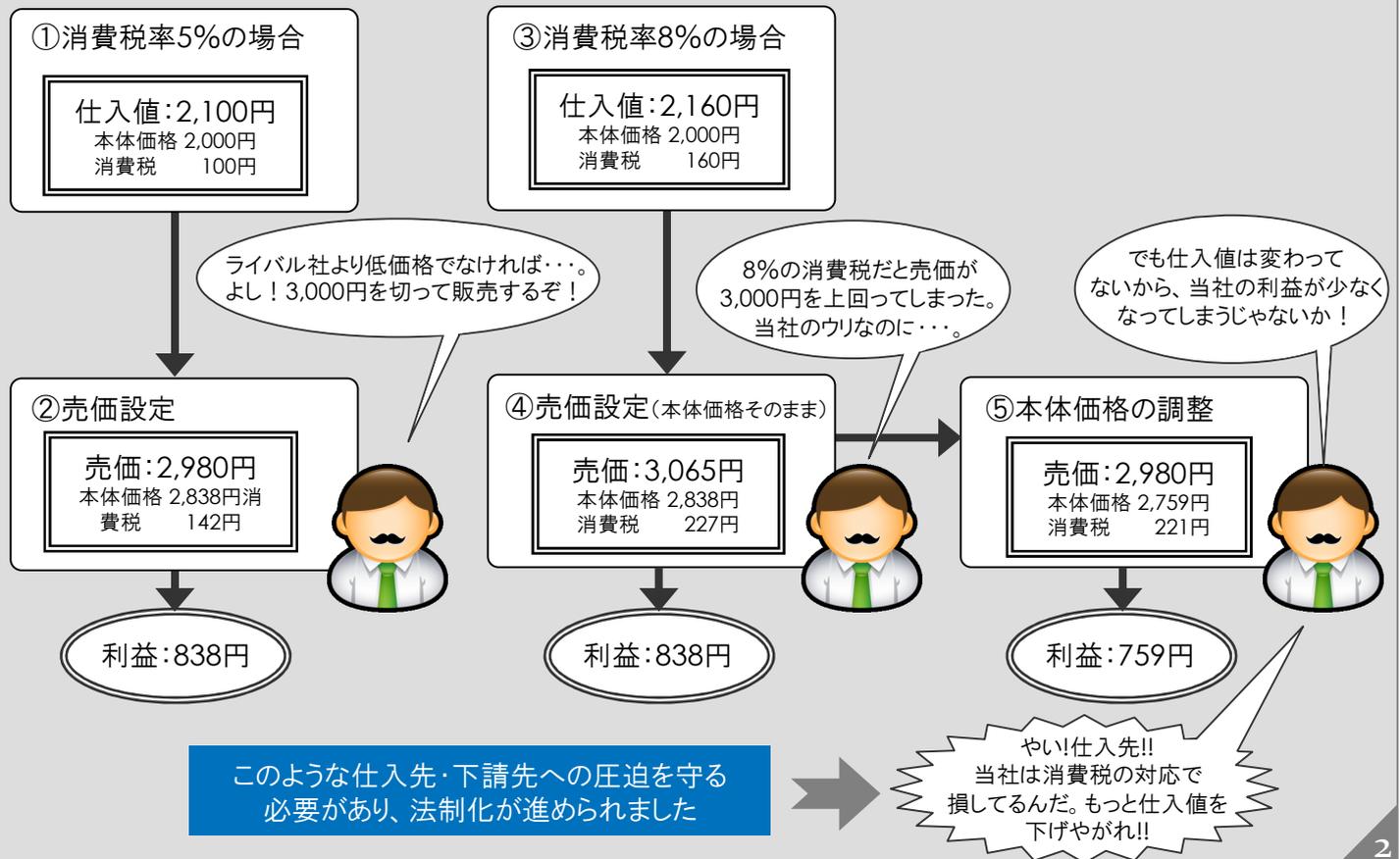


消費税転嫁対策法

平成26年4月1日より消費税率が引き上げられることが決定しつつあります。法改正に伴い、「消費税還元セール」の禁止や「税抜表示」など項目が盛り込まれた、「消費税転嫁対策特別措置法」が平成25年10月1日より施行される予定となっており、当該法律について今号では詳しくご紹介致します。

1

基本的考え方



2

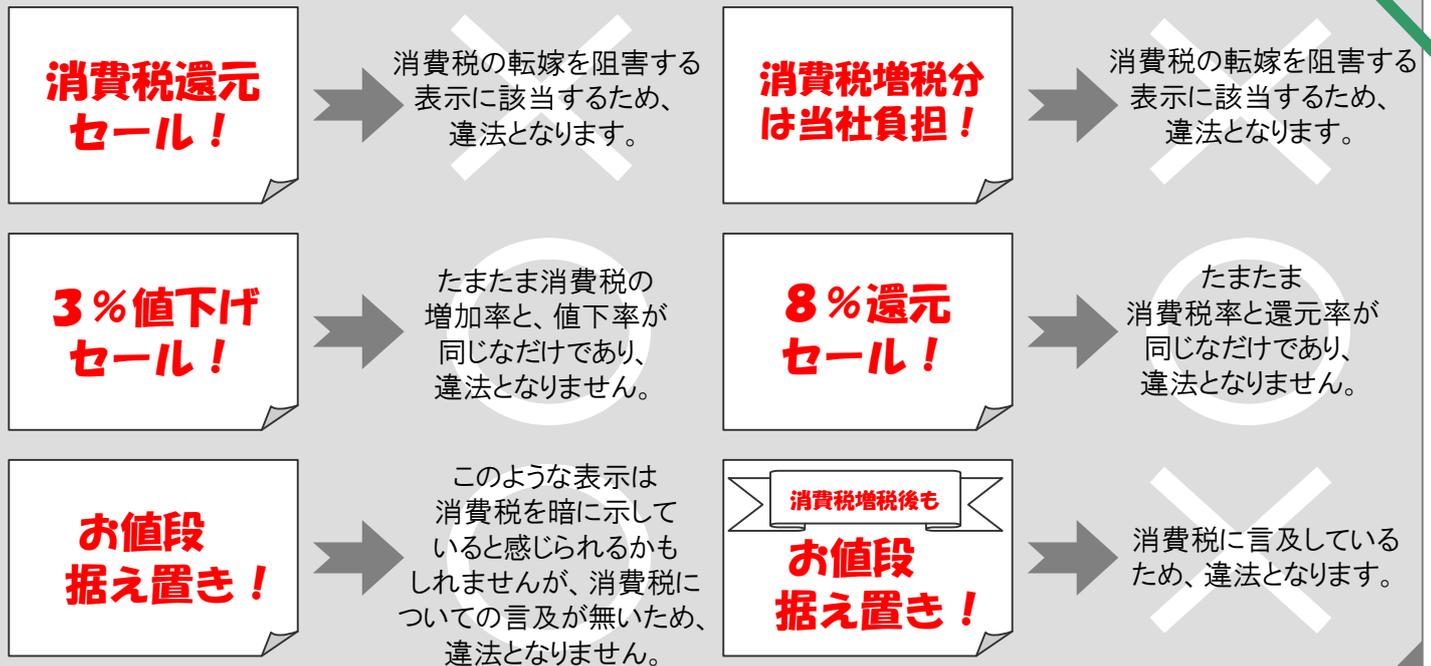
禁止される行為

行為	具体例
減額	「本体価格+消費税」という契約になっているが、消費税分の全部or一部を事後的に対価から減額する請求
買叩き	原材料費の低減等の状況変化がない中で、税率引上げ前の税込価格に税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めること Ex) 100(本体)+5円(消費税)+3円(引上げ分)=108 > 対価の額
購入強制等	消費税引き上げ分を上乗せすることを受け入れる代わりに、ディナーショーなどのチケットを購入させること
税抜価格での交渉拒否	本体価格で交渉したいという申出を拒否すること
報復	禁止行為が行われていることを公正取引委員会に知らせたことを理由に、取引数量を減らしたり、取引停止など不利益な取扱いをすること

3

禁止される表示

消費税分を値引きする等の宣伝や広告は禁止されることとなります。では、どのような表示は違法となり、どのような表示であれば違法とならないかを考えてみましょう。



4

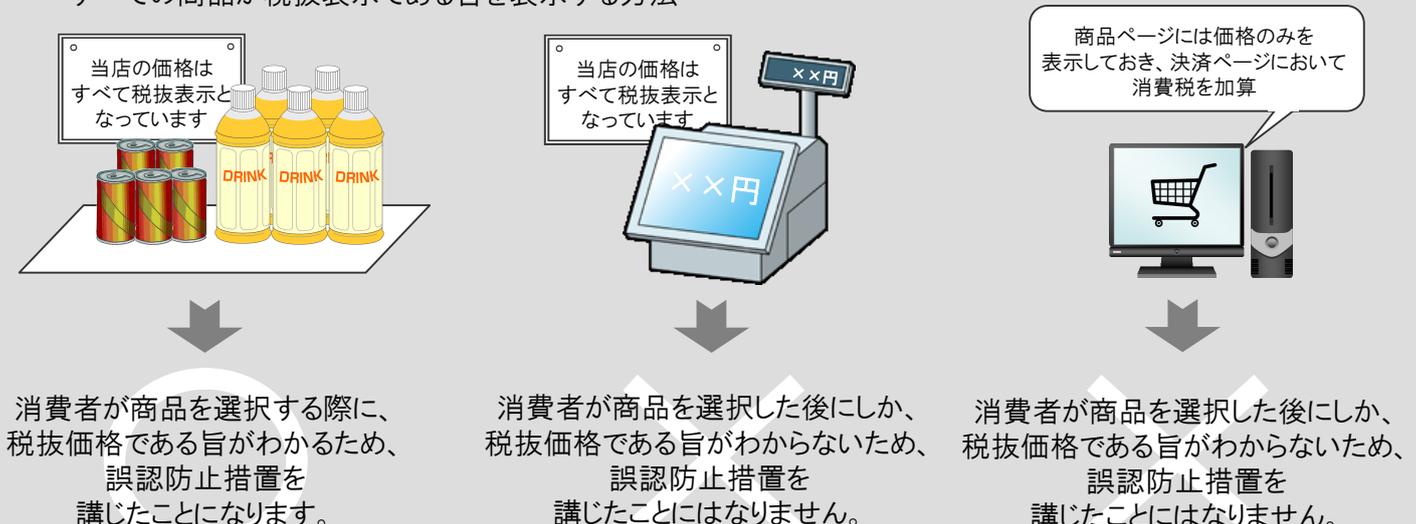
税抜表示

販売価格の表示は、税込表示が義務付けられていました。しかしこのままでは、平成25年4月1日に8%に、平成26年10月1日に10%へと増税されるため、その都度、値札を作成したり、システムへの登録などが必要となり、莫大な事務コストを企業が負担しなければならないこととなってしまいます。そこで、特例措置として税抜での表示を認めることとなりました。ただし、この場合、「誤認防止措置」が必要とされます。

(1) 個々の商品ごとに税抜である旨を表示する方法



(2) 個々の商品ごとには税抜金額のみを表示し、別途、消費者が商品を選択する際に目につきやすい場所に、すべての商品が税抜表示である旨を表示する方法



5